

姫路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業

姫路市では、地域における若年者（40歳未満の20代、30代）の末期がん患者の方が、住み慣れた生活の場、自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活が送れるよう、在宅における生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的として、あらたに「姫路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業」を実施します。

若年のがん末期患者の方が利用する訪問介護サービス、福祉用具貸与に対して、その利用料について患者の一部自己負担分を除き、兵庫県と姫路市でその費用を負担します。

1 対象者（以下すべてに該当される方）

- 20歳以上40歳未満の姫路市民
 - 医師が一般に認められている医学的知見に基づき治癒を目的とした治療を行わない方で、在宅生活への支援及び介護が必要な方
（医師から末期がんと診断された方）
- ※所得制限はありません。
- ※他の制度において同様のサービスを利用する事ができる場合、この制度の対象になりません。

2 サービス内容

- 訪問介護（ホームヘルプ）
ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。
 - ・身体介護（食事・清拭・入浴・排せつ・体位変換・移動・服薬等の介助）
 - ・生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物、衣服の整理、ベッドメイキング等の介助）
 - ・通院、外出介助
 - ・日常生活上の相談・助言など
- 福祉用具貸与
車いす（付属品含む）、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置

3 サービス利用料・利用回数

- 1ヶ月あたりのサービス利用上限額は6万円
- サービス利用料の9割相当額を助成します。
（生活保護者は全額助成）
- 訪問介護サービス利用料の助成は週3回まで

助成対象期間

平成28年4月1日以降にサービスを利用したもの

※申請の上、利用決定通知を受けた以降のサービスが対象となります

【申請窓口・お問い合わせ先】

〒670-8530

姫路市坂田町3番地

姫路市保健所 予防課 Tel.079-289-1635（直通） FAX079-289-0210

姫路市若年者ターミナル 検索



申請の流れ

1. 利用申請

申請書と主治医意見書（末期がんであることが確認できる書類）を姫路市保健所予防課に提出してください。

<提出書類>

- ・ 姫路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書(様式第1号)
- ・ 主治医意見書(様式第2号)（末期がんであることが確認できる書類）

※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。



2. 利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書（様式第3号）を郵送します。



3. 訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

サービス提供事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。



4. サービス利用料の支払い

サービス提供事業者に自己負担額を支払っておいていただき、事業者から市へ請求。市が事業者を支払。



5. サービス利用料の請求

請求書と領収書・実施報告書（様式第9号）・委任状（様式第10号）を姫路市保健所予防課へ提出してください。

<提出書類>

- ①姫路市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用助成金交付請求書（様式第8号）
- ②サービス利用をうけた事業所の領収書
- ③サービス利用をうけた事業所のサービス内容・回数・金額が記載された実施報告書（様式第9号）
- ④利用決定通知書（様式第3号）
- ⑤サービス提供事業者が請求するための委任状（様式第10号）

6. 審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

※請求金額は、サービス利用料から自己負担分（1割相当額）を除いた額を請求してください。

※サービスを受けている期間中であっても、月単位で請求することもできます。

7. その他

利用者に変更のあった時は必ず届け出てください。（様式第5号）

がんに関する相談窓口

療養中には、病気や状態や体調に応じて、生活するうえでいろいろな困りごとが出てきます。通院または入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましょう。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。

他の病院で診療を受けている方でも利用できます。相談は無料です。

『がん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧（国・県指定）』（姫路市内）

医療機関名	電話番号
姫路医療センター	079-225-3211
姫路赤十字病院	079-294-2251
製鉄記念広畑病院	079-236-1038

その他の制度

制度名	概要	問い合わせ先
小児慢性特定疾病 医療支援事業	18歳未満の小児慢性特定疾病に 指定された疾病（小児がん含む）の 方についての医療費助成（継続され る方は20歳未満）	保健所予防課 電話（289）1635
小児慢性特定疾病 日常生活用具給付	20歳未満の小児慢性特定疾病医 療受給者証を所持する方に、日常生 活用具の給付	保健所予防課 電話（289）1635
介護保険制度	40歳から64歳までの人（第2号 被保険者）で特定疾病（末期がん含 む）に該当する方に、介護度に応じ てサービスの利用ができる。	介護保険課 電話（221）2449
身体障害者手帳	身体に障害がある人で認定基準に 該当する場合に交付される。等級等 により様々な援護が受けられる。	障害福祉課 電話（221）2305

※1 平成28年3月末現在での制度です。今後変更されることがあります。

※2 各制度については、担当課にお問い合わせください。

姫路市保健所 予防課
〒670-8530 姫路市坂田町3番地
電話 079 (289) 1635 FAX079 (289) 0210